留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者又は在留しようとする者に限り、第一項第八号に掲げる申請書の提出を行う場合にあつては、外交及び短期滞在の在留資格以外の在留資格をもつて在留する者に限る。）

ロ　イに掲げる者のうち公用の在留資格をもつて在留するもの又は在留しようとするものと同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者

ハ　イに掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者

二　第一項第七号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、外国人を受け入れる機関又は受け入れようとする機関（監理団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。）を含み、団体監理型実習実施者（同条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）その他これらに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関の職員であつて、前号イからハまでに掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。

［項を削る。］

二　前号に掲げる者のうちの公用の在留資格を決定されたものと同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者

三　第一号に掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者

5　第三項及び前項に掲げる機関は、次のいずれかに該当する機関以外の機関であつて、地方出入国在留管理局長が適当と認めるものとする。

［一・二　略］

6　［略］

7　電子情報処理組織を使用して第一項第九号及び第十号の申請書の提出を行つた場合については、第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

4　前項の外国人を受け入れる機関は、次のいずれかに該当する機関以外の機関であつて、地方出入国在留管理局長が適当と認めるものとする。

［一・二　同上］

5　［同上］

6　電子情報処理組織を使用して第一項第七号の申請書の提出を行つた場合については、第二十一条第四項において準用する第二十条第五項の規定は、適用しない。

附　則

この省令は、令和二年三月二十四日から施行する。

○法務省令第五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十七日　　法務大臣　三好　雅子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係）	**別表第一**（第一条関係）
都道府県 ／ 港名 ／ 空港名	都道府県 ／ 港名 ／ 空港名
［略］ ／ ［略］ ／ ［略］	［同上］ ／ ［同上］ ／ ［同上］
青森 ／ 青森 ／ ［略］	青森 ／ 青森 ／ ［同上］
岩手 ／ 花巻 ／ ［略］	宮城 ／ 仙台 ／ ［同上］
宮城 ／ 仙台 ／ ［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。